

○福岡県環境保全に関する条例

昭和四十七年十月十八日

福岡県条例第二十八号

改正 昭和四九年一〇月二二日条例第三五号

平成三年七月二九日条例第二一号

平成四年三月三〇日条例第三号

平成四年三月三〇日条例第一二号

平成一一年一二月二七日条例第四九号

平成一四年一二月二七日条例第七八号

平成二三年二月二八日条例第一二号

福岡県環境保全に関する条例をここに公布する。

福岡県環境保全に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 自然環境保全基本方針等（第十一条・第十二条）

第三章 自然環境保全地域

第一節 指定等（第十三条—第十五条）

第二節 保全（第十六条—第二十一条）

第三節 生態系維持回復事業（第二十一条の二—第二十一条の五）

第四節 雑則（第二十二条—第二十四条）

第四章 開発の行為の届出及び自然環境保全協定（第二十五条—第二十七条）

第五章 開発の行為等の許可（第二十八条—第三十条）

第六章 雑則（第三十一条）

第七章 罰則（第三十二条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（平一四条例七八・全改）

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、環境の保全を総合的に推進し、もつて県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（平一四条例七八・全改）

(基本責務)

第二条 何人も、環境の保全が現在及び将来における県民の健康で文化的な生活の享受のために欠くことのできないものであることを認識し、環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。以下同じ。)をできる限り低減すること等によつてその保全が行われるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

(平一四条例七八・全改)

(県の責務)

第三条 県は、環境を保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及びその実施に当たつては、次の各号に掲げる事項を基本としなければならない。

- 一 県民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- 二 県内の多様な自然環境を地域の自然的社会的諸条件に応じて体系的に保全するとともに、生物の多様性の確保を図ること。
- 三 県民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(平一四条例七八・全改)

(施策の策定等に当たつての配慮)

第四条 県は、地域の開発及び整備その他の環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。

(平一四条例七八・全改)

(基礎調査及び研究の実施)

第五条 県は、環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な地形、地質、植生等の自然環境の状況その他の基礎調査を行うよう努めるものとする。

2 県は、環境の保全のために講ずべき施策の策定及び実施に必要な試験研究の体制の整備を図るよう努めるものとする。

(平一四条例七八・全改)

(教育及び学習の振興等)

第六条 県は、環境の保全に対する事業者及び県民の理解が深まるよう、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が行う環境の保全に関する活動が促進されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平一四条例七八・全改）

（情報の提供等）

第七条 県は、民間団体等が行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の適切な提供及び民間団体等との情報の交換に努めるものとする。

（平一四条例七八・全改）

（事業者の責務）

第八条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（平一四条例七八・全改）

（県民の責務）

第九条 県民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（平一四条例七八・全改）

（環境の状況等の年次報告）

第十条 知事は、毎年、県議会に県の環境の状況及び環境保全対策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

（平一四条例七八・全改）

## 第二章 自然環境保全基本方針等

（平一四条例七八・全改）

（自然環境保全基本方針）

第十一条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 第十三条第一項の自然環境保全地域の指定及びその地域に係る生物の多様性の確保  
その他の自然環境の保全に関する施策についての基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

(平一四条例七八・全改、平二三条例一二・一部改正)

(地域象徴動植物の選定等)

第十二条 県は、市町村と連携し、地域の自然環境を象徴する動植物の選定及びその生育環境の保全に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(平一四条例七八・全改)

### 第三章 自然環境保全地域

#### 第一節 指定等

(平二三条例一二・節名追加)

(自然環境保全地域の指定)

第十三条 知事は、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園の区域並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域(以下「保全地域」という。)として指定することができる。

一 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が規則で定める面積以上のもの

二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

四 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域におけ

る自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

- 2 知事は、保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び福岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、その案を当該告示の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を県の公報で公示しなければならない。
- 7 保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 8 第二項前段及び前二項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段及び第三項から第五項までの規定は保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(平一一条例四九・平一四条例七八・平二三条例一二・一部改正)

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十四条 保全地域に関する保全計画(保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。

- 2 保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
  - 二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項
  - 三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
  - 四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- 3 知事は、保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を県の公報で公示し、

かつ、その保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

- 4 前条第二項前段及び前項の規定は保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は保全地域に関する保全計画の決定及び変更(第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(平二三条例一二・一部改正)

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第十五条 保全地域に関する保全事業(保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。)は、県が執行する。

## 第二節 保全

(平二三条例一二・節名追加)

(特別地区)

第十六条 知事は、保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

- 2 第十三条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

- 3 特別地区内においては、知事の許可を受けなければ、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(第十八条第一項において「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で規則で定めるもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。
- 4 前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 5 知事は、第三項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 6 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第三項の許可を受けたものとみなす。
- 9 次の各号に掲げる行為については、第三項及び第六項の規定は、適用しない。
  - 一 保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
  - 二 認定生態系維持回復事業等(第二十一条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業を

いう。以下同じ。)として行う行為

三 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(平三条例二一・平一一条例四九・平一四条例七八・平二三条例一二・一部改正)

(野生動植物保護地区)

第十七条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第十三条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第三項の許可を受けた行為(第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

三 保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五 国等が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前条第四項の規定は、前項第七号の許可について準用する。

(平三条例二一・平二三条例一二・一部改正)

(普通地区)

第十八条 保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)

内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところ

により、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

四 国等が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがない

いもので規則で定めるもの

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

六 保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(昭四九条例三五・平三条例二一・平一四条例七八・平二三条例一二・一部改正)

(報告及び検査等)

第十九条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十六条第三項若しくは第十七条第三項第七号の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第三項各号、第十七条第三項本文若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二三条例一二・一部改正)

(中止命令等)

第二十条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第三項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第四項若しくは第十七条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、第十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(平一四条例七八・一部改正)

(国等に関する特例)

第二十一条 国等が行う行為については、第十六条第三項又は第十七条第三項第七号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第十六条第六項又は第十八条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しな

なければならない。

(昭四九条例三五・平二三条例一二・一部改正)

### 第三節 生態系維持回復事業

(平二三条例一二・追加)

(生態系維持回復事業計画)

第二十一条の二 知事は、生態系維持回復事業（保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、保全地域に関する保全計画に基づき、福岡県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、福岡県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(平二三条例一二・追加)

(生態系維持回復事業の実施)

第二十一条の三 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生

生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 生態系維持回復事業を行う区域
  - 三 生態系維持回復事業の内容
  - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平二三条例一二・追加)

(認定の取消し)

第二十一条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(平二三条例一二・追加)

(報告徴収)

第二十一条の五 知事は、第二十一条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(平二三条例一二・追加)

#### 第四節 雑則

(平二三条例一二・節名追加)

(実地調査)

第二十二條 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実施調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法律に実施調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(平一四条例七八・一部改正)

(損失の補償)

第二十三條 県は、第十六条第三項若しくは第十七条第三項第七号の許可を得ることができないため、第十六条第四項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は保全地域に関する保全事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(平一四条例七八・平二三条例一二・一部改正)

(配慮)

第二十四條 保全地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

#### 第四章 開発の行為の届出及び自然環境保全協定

(届出等)

第二十五条 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域並びに自然環境保全法第十四条第一項の原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の自然環境保全地域並びに保全地域に含まれない区域内において、規則で定める宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者は、その行為に着手しようとする日の三十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、次の各号に掲げる事項を調査し、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

一 開発の行為の必要性に関すること。

二 開発の行為をしようとする地域の自然環境の現況に関すること。

三 開発の行為が自然環境に及ぼす影響に関すること。

四 自然環境の破壊の防止策及び植樹等の自然の回復策に関すること。

五 その他規則で定める事項に関すること。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 知事は、当該開発の行為をしようとする地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(昭四九条例三五・一部改正)

(国等に関する特例)

第二十六条 国等は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(自然環境保全協定の締結等)

第二十七条 知事は、規則で定める宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「自然環境保全協定」という。）を締結するよう努めなければならない。

2 知事は、自然環境保全協定を締結したときは、その履行の確保について必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 開発の行為等の許可

(平一四条例七八・改称)

(工場設置等の規制)

第二十八条 第三章及び前章の規定に定めるもののほか、生活環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれのある規則で定める工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他規則で定める事由により生活環境の保全に著しい影響を及ぼすおそれがある場合を除いて、許可をしなければならない。

3 第一項の許可には、生活環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。

4 前三項の規定は、第一項の許可に係る行為の変更について準用する。ただし、軽微な変更であつて、規則で定めるものは、この限りでない。

(平一四条例七八・一部改正)

(国等に関する特例)

第二十九条 国等が行う行為については、前条第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(平三条例二一・一部改正)

(準用)

第三十条 第十九条の規定は第二十八条の生活環境の保全のための報告の徴収、検査及び調査について、第二十条の規定は第二十八条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の許可を受けないでした行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「保全地域における自然環境の保全」とあるのは「生活環境の保全」と、「第十六条第三項若しくは第十七条第三項第七号の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者」とあるのは「第二十八条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者又は同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可に条件を付せられた者」と、「保全地域の区域内の」とあるのは「当該許可に係る」と、「第十六条第三項各号、第十七条第三項本文若しくは前条第一項各号に掲げる行為」とあるのは「当該許可に係る行為」と、「自然環境」とあるのは「生活環境」と、第二十条中「保全地域における自然環境の保全」とあるのは「生活環境の保全」と、「第十六条第三項若し

くは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第四項若しくは第十七条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、第十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者」とあるのは「第二十八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者」と読み替えるものとする。

（平一四条例七八・平二三条例一二・一部改正）

## 第六章 雑則

（平一一条例四九・旧第七章繰上）

（規則への委任）

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平一一条例四九・旧第三十七条繰上）

## 第七章 罰則

（平一一条例四九・旧第八章繰上）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条において準用する第二十条の規定による命令に違反した者
- 二 第二十八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第二十八条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

（平三条例二一・平四条例三・一部改正、平一一条例四九・旧第三十八条繰上、平二三条例一二・一部改正）

第三十三条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平三条例二一・追加、平一一条例四九・旧第三十八条の二繰上、平二三条例一二・一部改正）

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第三項又は第十七条第三項の規定に違反した者
- 二 第十六条第四項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可

に付せられた条件に違反した者

(平三条例二一・一部改正、平一一条例四九、旧第三十九条繰上、平二三条例一二・一部改正)

第三十五条 第十八条第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(平三条例二一・一部改正、平一一条例四九・旧第四十条繰上、平二三条例一二・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第四項の規定に違反した者
- 三 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十九条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

(昭四九条例三五・平三条例二一・一部改正、平一一条例四九・旧第四十一条繰上、平二三条例一二・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十条において準用する第十九条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平三条例二一・追加、平四条例三・一部改正、平一一条例四九・旧第四十一条の二繰上、平二三条例一二・一部改正)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十五条第三項の規定に違反した者

(昭四九条例三五・全改、平四条例三・一部改正、平一一条例四九・旧第四十二条繰上、平二三条例一二・一部改正)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(平一条例四九・旧第四十三條繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第五章まで、第七章及び第八章の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(昭和四八年規則第一八号で昭和四八年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第二十八条第一項の工場を設置している者は、同項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により第二十八条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行の日から六月を経過する日までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福岡県立自然公園条例の一部改正)

- 5 福岡県立自然公園条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和四九年条例第三五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福岡県立自然公園条例(以下「改正前の自然公園条例」という。)第十三条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で改正後の福岡県立自然公園条例(以下「改正後の自然公園条例」という。)第十三条第一項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の自然公園条例第十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の自然公園条例第十三条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の自然公園条例第十三条第五項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に改正前の福岡県環境保全に関する条例第十八条第一項及び第二十五条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の福岡県環境保全に関する条例第十八条第四項及び第二十五条第三項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年条例第二一号）

この条例は、平成三年九月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第一二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

（福岡県温泉審議会条例の廃止）

2 福岡県温泉審議会条例（昭和二十五年福岡県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則（平成一一年条例第四九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第七八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年九月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（規則への委任）

4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。